

○経済産業省告示第九十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年四月十二日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一、二 「略」 三 居住者による特定資本取引のうち、対外直接投資（法第二十三条第二項に規定する対外直接投資をいう。）に該当するもので	一、二 「略」 「新設」

あつて、ロシア連邦において行われる事業に係るもの又はロシア連邦の法令に基づいて設立された法人（当該法人の外国（ロシア連邦を除く。以下この号において同じ。）にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくは当該法人に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係るもの

四
「略」

三
「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和四年五月十二日から施行する。